

## 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」Q&amp;A

No.	関連頁	質 問	回 答
1	P.1	なぜ、「点検を含む維持・修繕」を義務付けしたのか？	<p>水道施設の点検を含む維持・修繕については、「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」（平成28年11月 厚生科学審議会生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会）において、以下のように示されました。</p> <p>○老朽化等に起因する事故の防止や水道水の安定供給のため、また、施設の長寿命化を図り、設備費用を抑制するとともに、長期的な更新需要の把握に必要な施設の健全性を確認する観点から、水道施設の点検を含む維持・修繕は極めて重要である。</p> <p>○しかしながら、水道施設の点検の実施状況については、機械・電気・計装設備では約9割の事業者で日常点検が、約8割で定期点検がそれぞれ実施されているものの、管路ではそれぞれ約4割、約3割と実施率が低くなっている。コンクリート構造物については、約7割の事業者で日常点検が行われているものの、定期点検の実施率は約1割にとどまっている。</p> <p>○このため、下水道や河川等の管理者と同様に、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように維持・修繕することを義務付けるべきである。</p> <p>上記の背景のもと、平成30年に水道法（昭和32年法律第177号）の一部を改正し、水道施設を良好な状態に保つため、その維持・修繕を行わなければならないことを規定しました。</p>
2	P.4	ガイドラインに示されていない設備・機器の管理方法は？	<p>本ガイドラインは、法令に基づく基本的な考え方及び代表的な水道施設における維持・修繕について示しています。本ガイドラインに記されていない事項については、法令及び本ガイドラインにある主旨を参考とし、適切に水道施設の維持・修繕が実施できるよう、日本水道協会が策定している「水道維持管理指針2016」や全国簡易水道協議会が策定している「簡易水道維持管理マニュアル」等の技術指針類を参照し、各</p>

No.	関連頁	質 問	回 答
			水道事業者において実施内容を定めてください。
3	P.5	<考え方>に記載されている方法・頻度で点検することが必須なのか？	<p>&lt;考え方&gt;は、当該水道施設の維持・修繕を実施する目的や概念を示しています。これらは、あくまで例示であり、記載した方法や頻度で点検等を実施することを求めるものではありません。</p> <p>&lt;必須事項&gt;、&lt;標準事項&gt;、&lt;推奨事項&gt;に記載された点検・頻度を参照してください。</p>
4	P.5	標準事項の定義で「…内容の変更が可能な事項。」とあるが、水道事業者等の判断によって内容の変更が可能ということか？	<標準事項>に記載された実施内容は、施設の構造や規模、設置状況、維持・修繕の状況、運転状況等に応じて、水道事業者等の判断によって内容を変更（項目、範囲、頻度、方法等の省略、追加、変更）することが可能です。
5	P.9 P.23 (P.19) P.29 (P.24)	修繕記録や診断結果の作成・保存方法は？	<p>ミクロマネジメントの構成要素である「水道施設の運転管理・点検調査」及び「水道施設の診断と評価」は、本ガイドラインにおける「点検を含む維持」に該当するため、アセットマネジメントにおける「診断結果」は、本ガイドラインでは「点検記録」に含まれます。</p> <p>コンクリート構造物〔施行規則〕及び水管橋等〔施行規則〕の点検記録は、水道法施行規則第17条の2第5号に規定する事項（点検の年月日、点検を実施した者の氏名、点検の結果）を記録し、次に点検を行うまでの期間保存しなければなりません。</p> <p>コンクリート構造物〔施行規則〕及び水管橋等〔施行規則〕の修繕記録は、基本事項、担当者等の氏名、修繕前の状況、修繕方法及び実施状況等、今後の施設管理に活用できる情報を記録し当該施設を利用している期間保存しなければなりません。</p> <p>その他の水道施設の点検記録・修繕記録についても、同様の作成・保存方法とすることが基本ですが、施設の構造や運転状況、重要度等を勘案し、各水道事業者が決定して構いません。</p>
6	P.9 P.23 (P.19)	点検・修繕の記録は、コンクリート構造物及び水管橋等のみ作成すれば良いか？	<p>コンクリート構造物及び水管橋等に限らず、水道施設の点検・修繕を行った場合は、今後の施設管理に活用できる情報について点検・修繕内容を記録・保存することが基本となります。</p> <p>「3.3 鋼構造物」から「3.7 計装設備」までの各章の</p>

※関連頁の下段括弧書きは改定前のページ数を示す

No.	関連頁	質 問	回 答
	P.29 (P.24)		<p>&lt;標準事項&gt;にも、点検・修繕の記録・保存を基本とすることを記載しています。</p> <p>ただし、水道法施行規則で規定するコンクリート構造物以外の水道施設については、施設の構造や運転状況、重要度等を勘案し、各水道事業者が決定して構いません。</p>
7	P.17 (P.16)	水道法施行規則で規定するコンクリート構造物は、他の水道施設と何が違うのか？	<p>水道法施行規則で規定するコンクリート構造物は、以下のいずれにも該当するものです。</p> <p>①水密性を有する構造物であること</p> <p>②運転に影響を与えない範囲において目視が可能な範囲であること</p>
8	P.17 (P.16)	「水密性を有する」コンクリート構造物とはどういったものを指すのか？	<p>「水密性を有する」とは、水の浸入や透過により構造物の安全性、耐久性、機能性（原水または浄水の通水機能、貯留機能、浄水水質維持機能、浄水・排水処理機能等）、維持管理性、外観などが影響を受けないよう一定の水密性を求めるものをいい、弁室、流量計室、人孔、排水枡等、安定給水を確保する上で特段の水密性を求めないコンクリート構造物は、対象外となります。</p>
9	P.17 (P.16)	「目視による点検が可能な施設の範囲」とはどのようなものか？	<p>足場の使用、地盤の掘削、水抜きや水位の低下、運転の停止や制限、機械・電気設備の移動等を伴わずに目視可能な部分を指しますが、点検する施設の範囲は、保有する水道施設の運転状況等を勘案し、各水道事業者が決定して構いません。</p>
10	P.17 (P.16)	「運転に影響を与えない範囲」とは水道事業者等の裁量に任されるものと解釈してよいか？	<p>需要者への給水に対して水量・水質等の影響を与えず、効率的な運転が可能な極力広い範囲とし、各水道事業者等の裁量で決定して構いません。</p>
11	P.18 (P.17)	表-3.1.2 に示された点検範囲における一部のみの実施でも問題ないか。	<p>施設の構造や運転状況を踏まえて「運転に影響を与えない範囲において目視が可能な範囲」を各水道事業者が決定した結果、表-3.1.2 の一部となった場合は、一部のみの実施でも問題ありません。</p>
12	P.23 (P.19)	修繕の記録は、過去に実施したのも遡って作成する必要があるか？	<p>改正水道法の施行前に実施した修繕は記録作成の対象外です。</p>
13	P.29 (P.24)	コンクリート構造物の点検を行う者は、どのような者でなければならないか。	<p>改正水道法等において、コンクリート構造物の点検を行う者に関する要件（資格等）は定めていません。ただし、点検の内容によっては、関連法規や条例に定</p>

※関連頁の下段括弧書きは改定前のページ数を示す

No.	関連頁	質 問	回 答
		また、何らかの資格等は必要となるのか。	められる資格者を設置することが必要な場合があります。(例：井戸、ピットの内部等の酸素欠乏場所において作業を行う場合には「酸素欠乏危険作業主任者」が必要。)
14	P.32 (P.27)	(2) 点検範囲に示す「劣化・損傷が生じやすいと推定される範囲」とは、どのような場所を想定しているのか。	配水池内部の気層部や、水位変動により乾湿を繰り返す場所など、中性化、塩害、凍害、化学的侵食及びアルカリシリカ反応等の劣化機構が要因となって、ひび割れや鉄筋の腐食等による劣化が生じやすい場所、地震や地盤沈下等により、基礎構造、基礎地盤、躯体の変位や不同沈下の変状により損傷が生じやすい場所を想定しています。
15	P.32 (P.27)  P.35 (P.30)  P.39 (P.34)  P.48 (追加)	標準事項に記載のある、「…を一例として内容を規定し、実施することを基本とする。」とは、どのように解釈すればよいか。  例えば、頻度等については、水道事業者等が独自に設定してよいか。	<標準事項>に記載されている事項は、これを参考に各水道事業者が規定し、実施するものであり、点検頻度等については、水道事業者が独自に設定して構いません。
16	P.44 (P.38)	表-3.5.6に「塗装等の劣化が進行している…」と記載があるが判断基準はあるのか。	上部工における外面塗装の剥離や発錆、変形、下部工におけるコンクリートのひび割れ、鉄筋の露出を想定していますが、明確な基準は定めておりませんので、劣化状況により各水道事業者で判断してください。
17	P.71～	第4章以降では、施設の点検頻度について具体的な記載が無いが、水道事業者等が独自に設定してよいか。	第4章以降は、個々の水道施設の特性に応じた維持・修繕の実施方法を述べたものであり、施設の点検頻度については、第3章に共通事項として例を記載しておりますので、これを参考に、各水道事業者で規定し実施してください。

\*関連頁の下段括弧書きは改定前のページ数を示す

No.	関連頁	質 問	回 答
18	—	水道法第 39 条第 1 項に基づく立入検査等の際に、点検等の実施状況等について確認は行うのか。	改正水道法の施行後は、水道法第 39 条第 1 項に基づく立入検査等の際に、点検等の実施状況等についての確認を行う予定です。
19	—	必須事項・標準事項・推奨事項の点検を怠った場合は、罰則等はあるのか。	今回の水道法の改正において、水道法第 22 の 2（水道施設の維持及び修繕）に示す「点検を含む維持及び修繕」を怠った場合における罰則規定はありませんが、立入検査における指摘等の対象となります。
20	—	点検記録は事業認可権者（国や都道府県）に提出しなければならないのか。	点検記録は、当該施設を次に点検するまでの期間保存しなければなりません。事業認可権者に提出する義務はありません。
21	—	水道事業者等が独自に定めた点検内容や頻度等の情報は、事業認可権者（国や都道府県）に報告する必要はあるのか。	点検内容や頻度等の情報について、事業認可権者に報告する義務はありません。
22	—	業務委託により点検等を実施することは可能か。	個別委託から PFI や第三者委託に至る多様な官民連携手法により点検等を実施することは可能です。ただし、本ガイドラインで規定する内容を踏まえ、受託者との役割や責任の区分について明確にしておく必要があります。